

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 15 - 11 - 1	細要素事業名	新市街地造成に係る飲用水供給施設・排水施設整備事業
<p>○事業概要</p> <p>津波被害が発生した地域及び災害危険区域の内、住民の居住に適さないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、あらゆる事業を実施し、当町においては、町内3か所に新たな住宅団地を整備する。</p> <p>その内「山下地区」「坂元地区」の2地区は、特定業務施設、公共公益施設等を併せて整備し、防災機能を高めた「津波防災拠点市街地」として整備することとしており、区域内に供給が必要となる上下水道施設の内、災害復旧事業の対象となっていない「飲用水供給施設の設計」、及び下水道未整備地区からの移転者相当分の「排水施設の設計・工事」を実施するもの。</p> <p>飲用水供給施設及び排水施設は、新市街地の安心・安全な生活及び防災機能強化などの観点から必要な施設であることから、津波復興拠点整備事業の効果を促進させることができる。</p> <p>○事業の内訳</p> <p>◆飲用水供給施設</p> <p>【山下地区】配水管L=9,962m、空気弁26箇所、排泥管34箇所、給水管536箇所（34.4ha） （津波復興拠点エリアは上記の内、18.1ha分）</p> <p>【坂元地区】配水管L=3,136m、空気弁9箇所、排泥管4箇所、給水管126箇所（9.3ha） （津波復興拠点エリアは上記の内、7.6ha分）</p> <p>【合計】配水管L=13,098m、空気弁35箇所、排泥管38箇所、給水管662箇所</p> <p>◆排水施設</p> <p>【山下地区】施設管渠L=8,556m、マンホール208箇所、取付管540箇所（34.4ha） （津波復興拠点エリアは上記の内、18.1ha分）</p> <p>【坂元地区】施設管渠L=1,204m、マンホール59箇所、取付管139箇所（9.3ha） （津波復興拠点エリアは上記の内、7.6ha分）</p> <p>【合計】施設管渠L=9,760m、マンホール267箇所、取付管679箇所</p> <p>※ 新市街地計画人口の内、災害復旧事業の対象とならない下水道未整備地区からの移転者数相当分（25%）</p>			